

第75回民事介入暴力対策広島大会に向けて

誰もが安心して暮らせる世の中になるために

—— 不当要求に対する現場での具体的対応方法とその援護システム



広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員長

弁護士 中井 克洋

1 はじめに

日本弁護士連合会では、民事介入暴力対策活動の一環として、毎年二回程度、全国各都道府県において民事介入暴力対策大会を開催しております。

昨年度は、六月に香川県高松市、十一月に埼玉県さいたま市において、それぞれ日本弁護士連合会、開催地の所属する地方弁護士会連合会・開催地弁護士会、開催県暴力追放センター（以下「暴追センター」という）、開催県警察の主催により開催され、本年度も、一回目の大会が五月二十日に三重県四日市市において、日本弁護士連合会、中部弁護士会連合会、

三重弁護士会、公益財団法人暴力追放三重県民センター、三重県、三重県警察、四日市市等の主催で開催されたところです。

ところでこの大会は、弁護士会が主体となって企画進行を行う協議会と、開催県暴追センターが主体となつて企画進行を行う県民大会で構成されております。

通常、協議会の主な内容は民事介入暴力対策にあたる弁護士相互の情報交換と研修であり、県民大会のそれは一般市民も参加した暴力の廃絶運動です。

毎回、協議会には五〇〇名近い弁護士が、また、県民大会には市民も含め一、五〇〇名前後の参加者があ

ります。

2 広島大会について

さて、三重県に続く本年度二回目の第75回民事介入暴力対策広島大会は、財団法人暴力追放広島県民会議の主催する暴力追放広島県民大会と合わせて、平成二十三年十一月四日（金）に開催されます。

そのうち協議会は午前九時三〇分からリーガロイヤルホテル広島、県民大会は午後一時三〇分から広島国際会議場、弁護士会主催の懇親会は午後六時からリーガロイヤルホテル広島を、それぞれ会場として開催されることになっています（以下「広島大会」という）。

そして広島弁護士会では、民事介入暴力問題対策委員会の委員が中心となつて本大会実行委員会を設けて、三〇名近い民事委員が鋭意準備に邁進しているところです。

この原稿を書いている平成二十三年八月の段階では、だいたい以下のよう内容の大会になる予定ですので、簡単にそのご紹介をさせていただきます。

3 協議会について

広島大会のテーマは、「誰もが安心して暮らせる世の中になるために」不当要求に対する現場での具体的対応方法とその援護システム」です。

そして、協議会の研究テーマは二

つあり、そのため研究部会も二つに分かれています。

まず第一部会は、具体的な不当要求事件を収集、分析したうえで、不当要求の類型ごとに、現場で対応する市民向け、弁護士向けのトーク集を中心にしたマニュアルを作成することをめざしています。

次に第二部会は、そのように現場で対応する弁護士や市民を守るために、警察（場合によっては暴走セクター）が具体的に現場でどのような援護行動をとることができるかの研究を中心としています。

そのようなテーマを選択した理由は以下のとおりです。

(1) 第一部会

暴力団対策法の施行以来、暴力団構成員は減少してきたことになっていますが、他方で暴力団との関係を強く疑わせる準構成員もしくは周辺者は増加しています。

すなわち、暴力団はその組員性を次第に隠べいさせながら、巧妙な手口で市民・企業や行政を対象とした不当要求を続けています。

そのため今後の暴力団対策も、暴力団員という属性を重視した対策から、不当要求という行為そのものに

対して対策を講じることに重点を移さなければならぬと考えられます。

ところでこれまでも、暴走セクター、警察、弁護士会はいくつもの不当要求対策マニュアルを作ってきました。

しかし率直にいつて、市民、企業、行政などにおいて、相変わらず不当要求に対してどのように具体的に対応してよいか、につき、実際に不当要求に対応する現場の人がわかっていることが多いように感じます。

また依頼者とともに、あるいは依頼者に代わって不当要求者と対峙する立場にある弁護士についても、実際の現場での適切な対応を実践できる人がどの程度いるのかは、実は疑問が残るところです。

なぜなら、よく不当要求対応マニュアルで使われている「毅然」として対応する」の「毅然」という言葉自体が抽象的すぎて、具体的にどのような対応方法が「毅然」なのかを説明したものはあまりないように思われるからです。

これに対して、不当要求者側は手を変え品を変えて、現場で対応する担当者や弁護士を翻弄してきます。

そこで今回の広島大会では、実際にあつた具体的事件をもとに不当要

求の手口を分類、研究します。

そして、抽象的なマニュアルでは現場の担当者がわかりにくいように思いますので、不当要求の手口ごとに、具体的な場面を想定したトーク集により、「毅然」とは具体的に何かを示してみたいと考えています。

ところで、これまでの日弁連民暴委員会の先輩たちは、不当要求につき以下のように分類してきました。そして、それぞれの型の不当要求に対しては、それぞれに挙げた対応方法が有効である、とされてきました。すなわち

① 接近型（機関誌購読要求のように、こちらに落ち度がなくて、相手

が接近してくる場合）
② 攻撃型（こちらに何らかの落ち

度がありそうな場合に、それを材料にして法的に認められる以上の要求

をしてくる場合）
③ 癒着型（以前からの悪いつきあ

いがあるために、不当要求を断るのが難しい場合）

④ 対策…人を代えて対応する。の三類型です。

研究してみると、①の接近型について、不当要求者側も驚くほど巧妙なトーク集やマニュアルを作成し、かつどどんぱージョンアップする態勢をとっていることがわかりました。それを研究してみると、抽象的な対策だけでは現場の担当者は十分な対応ができないように思われます。

また②の攻撃型、③の癒着型についても、具体的事件を研究してみますと、自分たちだけで対処しようとせずに直に警察や弁護士に助けを求めると、十分な対策が練られていなければ、現場での対応が難しいことがわかりました。

さらに、各業界での暴排条項の設定や各都道府県での暴排条例の成立を受けて、不当要求対策として①ないし③の範疇に入らない型があるのではないかと、ということが感じられました。それはこちらの方から反社会的勢力に対して取引拒絶などを求めて、逆に接近していかなければならぬ場合であり、我々はとりあえずその型を「逆接近型」とよぶことにしました。そして、この「逆接近型」についても、トーク集を作る必要があることを感じており、その準備をしているところです。

このように第一部会では、現場で

第75回 民事介入暴力対策広島大会 暴力追放広島県民総決起大会

平成23年11月4日(金)

- 協議会 午前9時30分～12時(予定)
リーガロイヤルホテル広島
(市内電車「紙屋町東」もしくは「紙屋町西」下車、徒歩約3分)
- 大会 午後1時30分～(予定)
広島国際会議場
(市内電車「原道下」下車、徒歩約10分)

主催：日本弁護士連合会・中国地方弁護士会連合会・広島弁護士会・財団法人暴力追放広島県民会議・広島県警察本部
後援：全広島暴力追放運動推進センター

(2) 第二部会

対応する市民、企業、行政の担当者や、現場対応に慣れていない弁護士が不当要求に十分に対応できるようになるための具体的注意ポイントをわかりやすいトーク集の形にまとめたい、と考えています。

なお、その不当要求への対応というのは、撃退するのを一〇〇点とすればそのような満点でなくてもかまいません。とにかく赤字をとらない、つまり、とりあえず不当要求に屈しないように頑張つて、後は弁護士や警察に任せるようにするという気持ちでよいのです。第一部会は、その最低限のことができるものを目指しています。

さて、このように、市民、企業、行政の現場担当者および現場対応の弁護士は、不当要求に屈しないように現場で頑張ることが前提としても、怖い不当要求者に対応するときに素手では心細いことはいまでもありません。

法の支配の最後の実現の場である執行官の執行においてさえ、その妨害がありそうな場合には警察が助力できる場合があることは民事執行法六条に定められています。つまり、法の支配を無視する不当要求者に対しては、どうしても警察の手を借りざるを得ません。

そして日弁連と警察庁との共同研

究の結果、

① 法の手続をあえてとらずに自分の要求を自力で実現することは、法の支配の否定である。

② 民事不介入の原則として成立するのは、民事上の法律関係の解決自体は裁判所の任務であつて警察の任務ではないということ、純粹民事事案に捜査権限を行使することは許されないということ、ただであつて、このことから警察は民事に介入してはならないといった一般論を導くことは許されない。

③ 占有屋(注：当時、「お金を返せなければ、居住している住居を占有できる」という内容の入った金銭消費貸借契約書を盾にして、滞納者の住居を勝手に占拠する手口をとつていた連中のこと)が実際に住居を占拠しようとし、これに滞納者やその代理人弁護士が抵抗している現場において、最低限、警察は法的手続をとることを説得して占有屋に対して現場を立ち去るように引き分けができる。それでも占有屋が占拠を強行すれば住居侵入罪で検挙できる。

ということが確認されたのは平成十二年の日弁連民暴委員会設立二〇周年記念日比谷大会です。そして実

際にも、警察は占有屋に対してそれまでの消極姿勢から、大会前後に積極姿勢に転じて、占有屋の被害が急速になくなりました。

しかし日比谷大会以降、民事紛争の現場において、警察が具体的にどのような場面にどこまでのことができるのか、について、それ以上の研究は進んでいないように思われます。そして実際に不当要求行為があつて警察に相談に行つても、相変わらず「何かあつたら、言つて下さい」というだけで何もしてくれないことが多く、場合によっては「あなたにも落ち度があるかもしれないのだから、相手の言い分をよくきいてあげなさい」という警察官もいるのではないのでしょうか。

そのためせっかく警察に相談したのに、警察が何もしなかったため、むしろ不当要求者に対して警察がお墨つきを与えたかのようになつてしまい、結局、声や体の大きい不当要求者によつて、法の手続によらない自力執行が実現されてしまうということが今でも少なくないのではないのでしょうか。

つまり「民事紛争であつても、警察は最低限現場引き分けができる」というせつかくの平成十二年日比谷

大会の成果がいまだに現場の警察官には浸透していないように思われま
す。

この点、広島県においては、平成
十五年に、公共工事等について業者
に対して不当要求や工事妨害（不当
介入）があつた場合、業者には警察
と発注者である自治体に対して報告
することが義務付けられました。こ
の公共工事等の不当介入通報義務付
けがよく、「広島方式」と呼ばれます
が、本当の「広島方式」の真髄はそ
こではありません。むしろその通報
を受ける広島県警察において、県内
全署に「公共工事等不当介入等排除
専門官」を置き、公共工事などの現
場に不当介入があつた当初から、そ
の専門官を中心とした警察が発注者
である自治体とともに、業者を孤立
させないように情報収集を行い、場
合によつては不当要求者に対して警
告などの対応をするようにした点に
あるのです。そして広島県内では、
業者や自治体からの通報と警察の早
期の対応により多くの不当要求を防
止できた、という報告がされていま
す。ちなみに広島県では、民間工事
においても業者からの通報を受けた
警察の早期からの不当要求への関与
も行われております。

その後、業者に通報義務を課する
方策は全国に広がっていきましたが、
残念ながら、警察が当初から不当要
求者に対して対応する方式は広がっ
ていません。しかし実際には、不当
要求を防止する見地において、効果
があるのは警察の早期の民事への関
与でしょう。

このように、平成十二年には占有
屋事案について、平成十五年からは
広島県内における公共工事や民間工
事への不当要求事案について、それ
ぞれ警察が早期から関与できること
が研究され、その結果、不当要求防
止効果が確認できているにもかかわらず、
その他の分野の不当要求に対
する警察の関与が進んでいないのは
残念に思います。

そこで第二部会では、占有屋や公
共工事など以外の場面でも、現場で
不当要求者と対応する市民、弁護士
をどうする場合にどんな方法で警察
が介入して援護できるか、を一〇年
ぶりに本格的に研究することにした
次第です。

具体的には、警察法、警職法など
に関する多くの行政法学者や警察関
係者の論文を研究、整理して、警察
がどういう場面にどこまで民事に関
与できるか、の一般的要件ないし要

素を抽出するとともに、具体的場面
においてどこまで警察ができるのか、
あるいはすべきだったのか、を提言
する準備をしています。

もちろん、警察が行動できる範囲
と行動しなければならぬ範囲の違
いも研究しております。

ただし、このような警察行動に関
する具体的要件の定立は今まで誰も
したことがない研究テーマのよう
です。広島のみ暴委員だけでなく
り荷が重いことも事実です。そこで
現時点では、我々の検討してきた叩
き台を学者や警察の方たちに検討を
お願いしているところです。

場合によつては、警察が行動でき
ない場合には暴追センターがその間
隙を埋めるべく行動をできないか、
も検討してみたいと考えています。

そして自分たちの提言が正しいか
どうかは全然自信がありませんので、
協議会でまさに参加者の方々に「協
議」していただきたいと思っていま
す。

4 午後の大会について

午後の大会では、暴力追放への提
言や決意が宣言されたのち、午前の
研究結果を県民の方々に報告した
と考えています。

特に第一部会のトーク集で示した
不当要求対応のポイントが頭に入り
やすくなるように、暴追広島県民会
議のほうでトーク集をふまえたDVD
を作り、不当要求の手口や対応策
を県民の方に耳目でわかりやすく説
明できるように準備いただしていま
す。

我々弁護士会は、そのDVDに関
して、大会の場で、適宜、解説して
みたいと思っています。

5 最後に

午後の大会は平和公園内にある国
際会議場で行われ、同会議場は広島
原爆資料館に隣接しています。

原爆資料館に行くと、平和な世の
中で暮らせることがいかに有り難い
ことか、平和がいかに大切な、とい
うことを痛感させられます。

広島大会では、その平和な世の中
において、通常の日常でも誰もが安
心して安全に暮らせるようになるた
めの方策を模索しようと思えます。

十一月は、広島県の県花であり、県
木でもある「もみじ」の綺麗な季節
で、厳島神社の紅葉も始まっている
と思います。

ぜひ広島大会にいらつしやってく
ださい。